

SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD

第8回 定時株主総会 招集ご通知

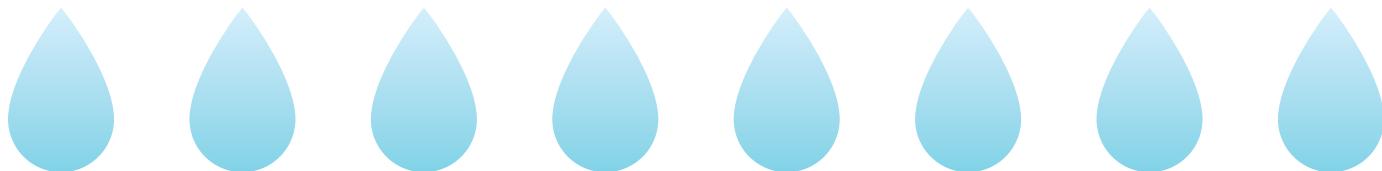
サントリー食品インターナショナル株式会社
証券コード 2587

開催日時 2017年3月30日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
国際館パミール
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役(監査等委員である 取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案	監査等委員である 取締役2名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件



コーポレートメッセージ

水と生きる SUNTORY

サントリーグループのコーポレートメッセージ
「水と生きるSUNTORY」。

これは、私たちの思いや活動を
広く社会と共有するための言葉です。

お客様に水と自然の恵みをお届けする企業として、
地球にとって貴重な水を守り、

水を育む環境を守りたい。

水があらゆる生き物の渇きを癒すように、

社会に潤いを与える企業でありたい。

そして水のように柔軟に

常に新しいテーマに挑戦していこう。

そんな思いを日々新たに作る言葉。

それが、「水と生きるSUNTORY」です。

サントリーグループ社是

人間の生命の輝きをめざし

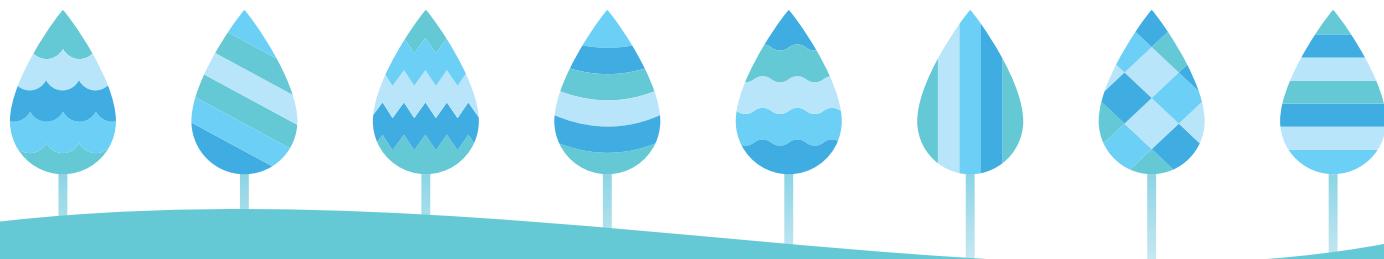
若者の勇気に満ちて

価値のフロンティアに挑戦しよう

日々あらたな心

グローバルな探索

積極果敢な行動



株主の皆様へ

サントリーらしく、世界のリーディングカンパニーに

私たちは、お客様に「飲む」という瞬間を、より楽しく、よりワクワク、より満足していただけるようにいつも考え続けています。

お客様の多様なニーズにお応えするためにバラエティに富んだ商品を揃えるとともに、お客様がいつでもどこでも飲みたいときに飲みたいものをおいしく飲めるよう、グループ丸となってイノベーションに取り組んでいます。

これからも、私たちの強みである「ナチュラル&ヘルシー」「ユニーク&エモーショナル」といった特徴ある商品開発力を活かしながら、世界の国・地域それぞれのお客様の嗜好に合わせた商品をお届けしてまいります。

そのために、次のことをお約束します。私たちは、サントリーグループで働く人々をサントリアンと呼びますが、世界中で働くすべてのサントリアンたちが、サントリーの創業者精神である「やってみなはれ」を発揮し、世の中に先駆けて、社会に新しい価値を提供する若々しい会社であり続けます。そして、多様な個性とキャリアを持つ人材が、自由闊達でフランク・フラット・フレキシブルな企業風土の下、イノベーションを次々と生み出し続けます。

こうしたユニークかつサントリーらしいやり方で、世界をリードする飲料メーカーになるという大きな夢に向かって挑戦してまいります。引き続き、株主の皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長

小郷三郎

2017年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 小 郷 三 郎

第8回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2017年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

51ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

インターネットによる開示について

以下の事項につきまして、法令及び当社定款第16条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

アドレス <http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。



記

1	日時	2017年3月30日（木曜日）午前10時
2	場所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第8期（2016年1月1日から2016年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2016年1月1日から2016年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4	議決権行使について	議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき39円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金34円を含め、1株につき73円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円 総額12,051,000,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2017年3月31日

ご参考

のれん償却前親会社株主に帰属する 当期純利益に対する連結配当性向

30%

■ 当社の配当方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益^(注)に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

(注) 親会社株主に帰属する当期純利益にのれん償却額を加えた数値です。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機動性を更に向上させるため、取締役を2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	独立	社外	現在の当社における地位又は他の会社における地位等
1	再任 小郷三郎			代表取締役社長 経営全般
2	新任 辻村英雄			サントリービジネスエキスパート株式会社代表取締役社長
3	再任 栗原信裕			専務取締役 管理本部長、リスクマネジメント担当
4	再任 沖崎行男			専務取締役 食品事業本部長
5	再任 鳥井信宏			取締役 サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
6	再任 井上ゆかり	●	●	社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長

候補者番号

1

再任



こごう さぶろう
小郷三郎

1954年8月27日生

- 担当
経営全般
- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社株式の数
2,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2004年 9月 同社SCM本部長、SCM推進部長
- 2006年 3月 同社取締役
- 2008年 3月 同社近畿営業本部長
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 サントリーピア&スピリッツ株式会社
（現サントリー酒類株式会社）常務取締役
- 2009年 4月 同社近畿営業本部長
- 2009年 9月 同社首都圏営業本部長
- 2011年 1月 当社専務取締役
- 2011年 1月 当社食品事業部長
- 2011年 1月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2012年 5月 当社食品事業本部長
- 2012年12月 当社取締役副社長
- 2016年 3月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績とマーケティング部門を中心に営業部門、SCM部門等における幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

新任

つじ むら ひで お
辻村 英雄

1954年6月6日生

■ 所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2003年10月 同社食品商品開発研究所長
- 2004年 3 月 同社取締役
- 2008年 3 月 同社常務取締役
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
- 2009年 4 月 同社R&D企画部長、知的財産部担当
- 2011年 1 月 サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役
- 2011年 1 月 同社技術開発本部長
- 2011年 4 月 サントリーホールディングス株式会社知的財産部・R&D企画部担当
- 2013年 4 月 同社知的財産部担当
- 2015年 3 月 同社専務取締役（現任）
- 2015年 3 月 サントリービジネスエキスパート株式会社代表取締役社長（現任）
- 2015年 4 月 サントリーホールディングス株式会社知的財産部・R&D部門担当（現任）
- 2015年 9 月 サントリービジネスエキスパート株式会社R&Dサポート本部長（現任）

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社専務取締役
サントリービジネスエキスパート株式会社代表取締役社長

選任の理由

サントリービジネスエキスパート株式会社代表取締役社長として、サントリーグループ全体の事業基盤の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と、過去に飲料事業においてR&D部門を中心に豊富な経験を有することを踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

再任



くり はら のぶ ひろ
栗原 信裕

1955年1月23日生

- 担当
管理本部長、
リスクマネジメント
- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社株式の数
2,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1979年 4 月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
- 2002年 3 月 同社人事部部長
- 2005年 3 月 同社取締役
- 2005年 3 月 同社人事部部長、キャリア開発部担当
- 2009年 3 月 サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
- 2009年 4 月 当社取締役
- 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2011年 1 月 同社常務執行役員
- 2012年12月 当社専務取締役（現任）
- 2013年 1 月 当社管理本部長、財経本部担当
- 2014年 4 月 当社管理本部長
- 2016年 3 月 当社管理本部長、リスクマネジメント担当（現任）

重要な兼職

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役

選任の理由

これまで当社の管理本部長として人事部門、総務・法務部門、リスクマネジメント等を担当し、グローバル化をはじめとする風土改革にまい進してきた実績と飲料・酒類事業の営業部門を中心とした豊富な経験を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

再任



おき ぎき ゆき お
沖 崎 行 男

1957年10月10日生

■ 担当
食品事業本部長

■ 取締役会への出席状況
13回／13回

※2016年3月30日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

■ 所有する当社株式の数
1,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
 2008年 4月 同社営業推進第二部長
 2009年 4月 サントリービア&スピリッツ株式会社
 （現サントリー酒類株式会社）執行役員
 2009年 4月 同社営業推進第二部長
 2011年 4月 当社執行役員
 2011年 4月 当社食品事業部副事業部長
 2012年 3月 サントリービジネスエキスパート株式会社常務取締役
 2012年 3月 同社SCM本部長
 2012年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
 2014年 3月 サントリービジネスエキスパート株式会社専務取締役
 2014年 4月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
 2016年 3月 当社専務取締役（現任）
 2016年 3月 当社食品事業本部長（現任）

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役
 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
 サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社の食品事業本部長として、強いリーダーシップで国内事業を牽引してきた実績と飲料事業における企画部門や、SCM部門等における幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

再任



とり い のぶ ひろ
鳥井信宏

1966年3月10日生

- 取締役会への出席状況
16回/16回
- 所有する当社株式の数
9,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年 7月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
- 1997年 4月 サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社） 入社
- 2005年 9月 同社営業統括本部部長
- 2007年 3月 同社取締役
- 2008年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員
- 2009年 4月 同社戦略開発本部部長
- 2010年 4月 同社常務執行役員
- 2010年 4月 同社国際戦略本部部長
- 2011年 1月 当社代表取締役社長
- 2011年 1月 当社国際事業部長
- 2011年 1月 サントリーホールディングス株式会社専務取締役
- 2013年 1月 当社戦略開発部長
- 2013年 1月 サントリーホールディングス株式会社取締役
- 2013年 4月 当社国際事業部長
- 2016年 3月 寿不動産株式会社代表取締役社長（現任）
- 2016年 3月 サントリーホールディングス株式会社
代表取締役副社長（現任）
- 2016年 3月 当社取締役（現任）
- 2016年 4月 サントリーホールディングス株式会社
国内統括、中長期戦略担当（現任）

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長

選任の理由

昨年3月まで当社の代表取締役として、当社グループの経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



いの うえ
井上 ゆかり

1962年4月4日生

■ 取締役会への出席状況
15回／16回

■ 所有する当社株式の数
3,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
 1995年10月 P&G North Americaマーケティングディレクター
 1998年10月 P&G Northeast Asia
 フェミニンケア マーケティングディレクター
 2000年 3月 同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー
 2003年 3月 ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社（現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社）常務取締役
 2005年11月 キャドバリー・ジャパン株式会社（現モンデリーズ・ジャパン株式会社）代表取締役社長
 2010年 6月 アクサ生命保険株式会社社外取締役
 2013年 7月 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
 2014年 6月 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役（現任）
 2015年 3月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

選任の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小郷三朗氏、辻村英雄氏、栗原信裕氏、沖崎行男氏及び鳥井信宏氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
 3. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 現在、井上ゆかり氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社の親会社である米国Kellogg Companyとの間で飲料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、当社グループと井上ゆかり氏が社外取締役を務める株式会社ジェーシー・コムサの間には取引はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 上原征彦氏及び内田晴康氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	独立	社外	現在の当社における地位又は他の会社における地位等
1	再任 内田晴康		●	監査等委員である社外取締役 森・濱田松本法律事務所弁護士
2	新任 増山美佳	●	●	増山&Company合同会社代表社員社長

候補者番号

1

再任

社外取締役

うちだ はるみち
内田晴康

1947年4月7日生

- 取締役会への出席状況
16回／16回
- 監査等委員会への出席状況
16回／16回
- 所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1973年 4月 弁護士登録
- 1973年 4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）
入所 現在に至る
- 1980年10月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2004年 4月 慶應義塾大学法科大学院教授
- 2004年 6月 株式会社ダイフク社外監査役
- 2005年 6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ社外取締役
- 2007年 4月 慶應義塾大学法科大学院講師（現任）
- 2010年 6月 大日本住友製薬株式会社社外監査役（現任）
- 2012年 4月 一般社団法人日本経済団体連合会監事（現任）
- 2012年12月 当社社外監査役
- 2015年 5月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

重要な兼職

森・濱田松本法律事務所弁護士
大日本住友製薬株式会社社外監査役

選任の理由

弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

新任

社外取締役

独立役員



ます やま み か
増山美佳

1963年1月6日生

■ 所有する当社株式の数
一 株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 日本銀行入行
- 1991年 9 月 Cap Gemini Sogeti国際マーケティング
ディレクター
- 1992年11月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン
シニア・コンサルタント
- 1997年 6 月 エゴンゼンダー株式会社入社
- 2004年 1 月 同社パートナー
- 2016年10月 増山&Company合同会社代表社員社長（現任）

重要な兼職

増山&Company合同会社代表社員社長

選任の理由

コーポレートガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 内田晴康氏及び増山美佳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田晴康氏及び増山美佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田晴康氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 内田晴康氏は当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年11ヶ月となります。
5. 当社は、内田晴康氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、内田晴康氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、増山美佳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、増山美佳氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社グループと増山美佳氏が代表社員社長を務める増山&Company合同会社との間には取引はございません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2016年3月30日開催の第7回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網 谷 充 弘

1956年6月2日生

■ 所有する当社株式の数
一株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 弁護士登録
1985年 4 月 外立法律事務所入所
1989年11月 脇田法律事務所入所
1990年 3 月 島田・瀬野・網谷法律事務所
(現一橋綜合法律事務所) 弁護士 (現任)
2006年 6 月 スタンレー電気株式会社社外監査役 (現任)
2013年 5 月 株式会社ハブ社外監査役 (現任)
2016年 6 月 株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役 (現任)

重要な兼職

一橋綜合法律事務所弁護士 (パートナー)
スタンレー電気株式会社社外監査役
株式会社ハブ社外監査役
株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 網谷充弘氏が社外監査役として在任しているスタンレー電気株式会社において、2013年11月、自動車用HIDランプのバラストに係る独占禁止法上の違反に関して、米国司法省との間で司法取引合意書を締結しました。網谷充弘氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、事実判明後も違反行為の未然防止に向けてコンプライアンス体制の整備・充実について確認や提言を適宜行っております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

（ご参考）社外取締役の独立性の基準

当社においては、以下の事項に該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

- ・当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行取締役として在職していた場合
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、過去3事業年度において、その取引金額がいずれかの連結売上高の2%を超える場合
- ・当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く）を受けている場合
- ・当該社外取締役が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

以 上

1 グループの現況に関する事項

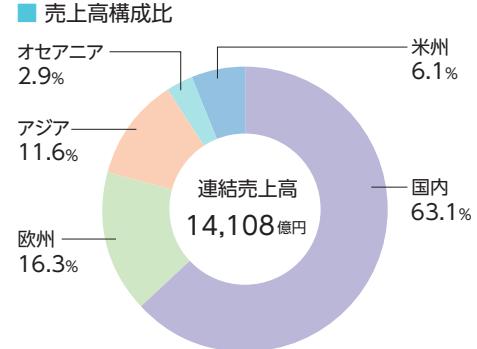
① 事業の経過及びその成果

連結売上高	14,108億円 (前期比 2.2%増)
連結営業利益	935億円 (前期比 1.6%増)
連結経常利益	912億円 (前期比10.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	461億円 (前期比 8.5%増)

当期の世界経済は、一部に弱さが見られたものの、全体として緩やかに回復しました。わが国経済においても、一部、個人消費や企業収益等に弱さも見られましたが、緩やかな回復基調が続きました。

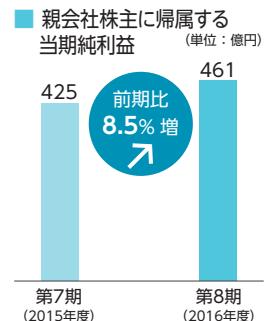
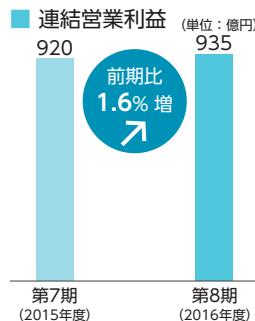
このような状況の中、当社グループは、“ナチュラル&ヘルシー”“ユニーク&プレミアム”をコンセプトとして商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、各社の知見を活かしたコスト革新による収益力強化や、グループ全体での品質の向上に取り組みました。また、将来の持続的な成長に向け、各エリアにおける事業基盤の強化にも注力しました。

国内セグメントでは、「サントリー天然水」や「BOSS」を中心とした重点ブランドの強化に加え、「ブラッドオレンジナ」等の新しい価値を持つ商品の投入や、「伊右衛門 特茶」等の高付加価値商品の強化を通じ、新たな需要の創造に取り組みました。



国際セグメントでは、各エリアにおいて重点ブランドの一層の強化やコスト削減等を実施しました。欧州では、引き続き「Orangina」「Oasis」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」等の主力ブランドへの注力に加え、欧州全体でのブランドポートフォリオの拡充を進めるとともに業務用チャネルへの取組みを継続しました。また、アジアにおいては、販売体制や生産体制等、事業基盤の更なる強化に注力しました。

これらの結果、当期の連結売上高は1兆4,108億円(前期比2.2%増)、連結営業利益は935億円(前期比1.6%増)、連結経常利益は912億円(前期比10.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は461億円(前期比8.5%増)となりました。なお、平成28年熊本地震による特別損失33億円を計上しましたが、損失に対する保険金32億円を受け取り、特別利益に計上しております。



国内

セグメント売上高 8,900 億円 (前期比10.3%増)

セグメント利益 547 億円 (前期比17.1%増)

売上高構成比

63.1%

国内セグメント

日本では、重点ブランドの強化に加え、特定保健用食品等の高付加価値商品への注力を通じ、新規需要の創造に取り組みました。その結果、前年同期を上回る販売数量を達成しました。

「サントリー天然水」は、「清冽でおいしい水」「ナチュラル&ヘルシー」をブランド独自の価値として訴求しました。なかでも、「サントリー ヨーグリーナ & 南アルプスの天然水」が好調に推移し、ブランド全体の年間販売数量は当社ブランドとして初めて1億ケースを突破し、対前年で大きく伸長しました。

「BOSS」は、引き続き、主力商品である185g缶の「プレミアムボス」「レインボーマウンテンブレンド」「贅沢微糖」「無糖ブラック」「カフェオレ」に注力したことに加え、伸長著しいボトル缶の「プレミアムボス ブラック」「プレミアムボス 微糖」が大幅に販売数量を伸ばし、ブランド全体の伸びを牽引しました。9月には、多様化するお客様の嗜好に対応すべく、「プレミアムボス」ブランドから、185g缶の新商品「プレミアムボス リミテッド」及びボトル缶の新商品「プレミアムボス ザ・マイルド」「プレミアムボス ザ・ラテ<砂糖不使用>」を発売し、商品ラインナップを拡充しました。

「伊右衛門」は、四季の変化に合わせて味わいを変えるという提案を継続し、ブランド強化に注力したほか、特定保健用食品「特茶」が大幅に販売数量を伸ばし、ブランド全体の販売数量は大きく伸長しました。

健康志向の高まりを背景に注目を集める特定保健用食品は、当社が市場拡大を牽引し、確固たる地位

を築いています。引き続き、「伊右衛門 特茶」「サントリー 黒烏龍茶」「サントリー 胡麻麦茶」等の積極的なマーケティングに取り組んだほか、8月には「伊右衛門 特茶」ブランドから「特茶 カフェインゼロ」を発売し、カフェインゼロという新たな付加価値により、これまで以上に多くのお客様からの支持を獲得しました。その結果、特定保健用食品合計の販売数量は、前年同期を大きく上回りました。

収益性向上に向けた取組みにも注力しました。3月に発売した「プレミアムボス ザ・ラテ」「ブラッドオレンジナ」等の新しい価値を持つ商品の投入や特定保健用食品等の高付加価値商品、500mlペットボトル等の小容量商品の販売を強化したことにより、商品構成は改善し、利益増に繋がりました。また、引き続き、包材費や製造経費等の低減に取り組み、生産コストは前年同期を下回りました。販売促進費・広告宣伝費は前年同期を上回りましたが、売上高に対しては、効率的な費用投入を継続しました。

また、お客様と直接接点を持つ自動販売機事業、ファウンテン事業及びウォーター事業等において、更に高い付加価値をお客様に提供するため、サントリービバレッジソリューション株式会社が4月に事業を開始しました。小売チャネルに特化して事業を行うサントリーフーズ株式会社とともに、それぞれの顧客対応力・販売力の強化に取り組みました。

これらの結果、国内セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。



国際

セグメント売上高 5,207 億円 (前期比 9.3%減)
セグメント利益 674 億円 (前期比 8.9%減)

売上高構成比
36.9%

国際セグメント

欧州では、「Orangina」「Oasis」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」等の主力ブランドを中心に積極的なマーケティング活動を展開しました。フランスでは、事業環境が厳しい中、「Orangina」の販売数量は前年並みとなったものの、「Oasis」の販売数量は前年同期を下回りました。英国では、5月に発売したゼロカロリーの「Lucozade Zero」が好調に推移し、「Lucozade」の販売数量は前年同期を上回りました。また、「Ribena」の販売数量は前年を若干上回りました。スペインでは、2015年に開始した業務用チャネルにおけるPepsiCo, Inc.との協業を更に推進しました。また、健康志向が強まる中、ブランドポートフォリオの強化にも取り組みました。英国では、2015年12月に取扱いを開始したスプリングウォーターの「Highland Spring」を積極的に販売し、フランスでは、低糖のプレミアムアイ스티ー「May Tea」を5月に発売しました。

更に、アフリカ事業の強化のため、アフリカにおいて経済規模が最大のナイジェリアで、GlaxoSmithKline Consumer Nigeria Plcより「Lucozade」「Ribena」の2ブランドの製造・販売に関する事業基盤を9月30日付で譲り受けました。

アジアでは、各国において事業基盤の強化や主力ブランドを中心としたマーケティング活動に取り組みました。健康食品事業では、主力市場のタイにおいて

「BRAND'S Essence of Chicken」等の販売が堅調に推移しました。飲料事業では、ベトナムにおいて、年後半は飲料市場の減速が続いたものの、4月に発売した緑茶飲料の「TEA+MATCHA」等、サントリーブランドのマーケティング強化に取り組み、ペプシコブランドとともに、販売は前年同期を上回りました。インドネシアでは、営業体制及びマーケティング戦略の再構築に取り組みました。

オセアニアでは、主力のエナジードリンク「V」ブランドから、天然素材を主成分とした「V Pure」をニュージーランドで5月に発売したほか、スポーツ飲料の「Maximus」や緑茶の抗酸化成分を配合した水分補給飲料「OVI」で積極的なマーケティング活動を行い、販売拡大に取り組みました。

米州では、ノースカロライナ州でペプシコブランドの更なる販売強化に加え、物流拠点の統廃合等事業効率の改善を進めました。また、「OVI」の販売を1月に開始しました。

各エリアにおける売上拡大の活動に加え、グループ会社間で研究開発技術やコスト改善のためのノウハウを共有し、品質の更なる向上及び収益力強化に取り組みました。

これらの結果、国際セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。



② 対処すべき課題

当社グループは、“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into everyday life.”をお客様に提供したい価値として、また、“To be the leading global soft drink company recognized for our premium and unique brands.”を目指す姿として掲げ、清涼飲料を中心に「おいしさ」と健康を追求した商品」「安全で安心な商品」「たくさんのお客様に愛される魅力的な商品」をお客様に提供できるよう、お客様の嗜好・ニーズを捉えた商品を開発し続けています。商品を通じて、世界各国のお客様に常に新しい価値を提供し続ける企業グループを目指します。

当社グループは、東京証券取引所への株式上場やM&A等を経て、事業基盤を拡充してきました。この事業基盤を活かし、世界各エリアでの自律的成長を加速させつつ、シナジーを創出し、統合的発展へと進化していくことを目指し、以下のとおり2015年－2017年経営戦略を策定しています。

1. 重点エリアにフォーカス

継続強化する既存エリアに、アジア、アフリカ等の新たなエリアを加えた約20カ国に重点的に経営資源を投入していきます。

私たち、サントリー食品インターナショナルは
サントリーグループの中核企業として
サントリーグループの理念、目指す姿を共有、継承してまいります。
また、サントリー食品インターナショナルグループ独自の事業ビジョンを掲げます。

サントリー食品インターナショナル Our Vision

お客様に提供したい価値

A quest for the best tastes & quality
to bring happiness & wellness
into everyday life.

お客様の生活に幸せと健康をもたらす、
とっておきのおいしさと品質を追い求め続けること

目指す姿

To be the leading global soft drink company
recognized for our premium and
unique brands.

上質でユニークなブランドで認められる
飲料業界のグローバル・リーディングカンパニー

2. 各エリアで存在感のあるポジションを確立

- ①各エリアの既存重点ブランドを継続強化するとともに、消費者のニーズを捉えた新たな価値を持つ商品を提案し、需要を創造していきます。そのために、研究開発、マーケティング、生産技術の絶えざる革新に取り組んでいきます。
- ②エリアに合わせた流通基盤、生産基盤の更なる強化に注力します。
- ③コスト削減に継続して取り組み、成長投資に必要な原資を確保します。

3. 統合的な発展への進化

エリア間、グループ会社間で、売上とコスト両面でのシナジーを創出し、統合的な発展を目指します。また、グローバルマーケットでの販売を目指すブランドを設定し、展開していきます。

既存事業に係る数値目標は次のとおりです。

(いずれも2014年比、為替中立)

営業利益	平均年率1桁台半ば以上の成長 (Mid single digit or above) 売上高営業利益率の改善を進める
ROE	のれん償却前当期純利益 [※] で10%以上を維持 利益成長により改善を進める <small>※2016年度以降の当期純利益は、親会社株主に 帰属する当期純利益</small>
売上高	持続的な成長を目指す

2017年度は引き続き、国内・国際事業ともに基盤強化に取り組み、各エリアでの売上成長と利益成長を目指します。

国内セグメントでは、お客様の健康志向や品質に対する意識の高まり等、飲料業界を取り巻く消費環境は更なる変化が予想されますが、当社はブランド強化とイノベーションを軸に、これらの変化に対応

した様々な取組みを進め、更なる成長を図ります。

具体的には、「サントリー天然水」「BOSS」「伊右衛門」「サントリー ウーロン茶」を中心にブランド投資を行い、これらロングセラーブランドの価値をより高めるためのマーケティング活動を展開してまいります。また、お客様に安定的に商品をお届けするため、サントリー天然水奥大山ブナの森工場やサントリー九州熊本工場等で生産能力の増強を進めます。

加えて、「伊右衛門 特茶」「サントリー ヨーグリーナ&南アルプスの天然水」といった当社独自の新たな付加価値を持った商品を今後も継続して投入し、新たな需要創造を図ります。そのために、マーケティング・研究開発・生産設備に積極的に投資するとともに、その原資を生み出すべくコスト削減に取り組む等、事業一貫でのイノベーションに取り組んでまいります。

お客様と直接接点を持つ自動販売機事業、ファウンテン事業及びウォーター事業等においては、顧客対応力・販売力の強化とともに、オフィス需要を取り込むための積極的な提案活動を推進し、「総合飲料サービス提供事業」を発展させてまいります。

いずれの取組みについても、収益性の向上を意識し活動してまいります。

国際セグメントでは、2016年の英国におけるEU離脱に係る国民投票や、米国大統領選挙の結果等に見られるように、世界各地において政治や経済の不確実性が増しています。また、飲料業界においては、各国で糖摂取に対する社会的関心が高まっています。こうした中、当社グループは、各エリアにおいて重点ブランドと事業基盤の強化やコスト削減を通じた収益性の向上を図るとともに、統合的発展に向けてグループ会社間の連携やエリア統括機能を強化していきます。

欧州では、主力の「Orangina」「Oasis」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」等のブランド強化を進めるとともに、伸長カテゴリへの新商品投入や主要な小売チャンネルにおける販売活動の強化及び業務用チャンネルでの取組みを一層加速していくことにより、売上拡大を図ります。フランスでは、店頭活動の強化や小容量商品の展開に取り組めます。英国では、砂糖含有量を削減した商品の展開を積極化します。スペインでは、業務用チャンネルの強化を継続します。また、アフリカにおいてもナイジェリアを中心に事業基盤の整備に取り組んでいきます。

アジアでは、重点ブランドへの注力に加え、店舗への配荷力を強化し、各国において高成長を目指してまいります。健康食品事業においては、主力市場のタイにおいて営業・流通体制の強化を図り、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」の販売を拡大するとともに、新たな成長市場への取組みも強化します。飲料事業においては、ベトナムで、品質の高さを訴求したマーケティングを実施するとともに、都市部に加え地方における営業活動も強化し、成長加速を目指します。また、インドネシアでは、営業・流通体制及びマーケティング戦略を再構築し、主力ブランドの活性化に引き続き注力していきます。加えて、マレーシア等においても、「Ribena」「Lucozade」に注力し、事業拡大を図ります。

オセアニアでは、主力のエナジードリンク「V」やスポーツ飲料の「Maximus」の強化を継続するほか、新商品の開発やコスト削減にも積極的に取り組み、収益性の向上を図ります。

米州では、炭酸カテゴリーで確固たる地位を維持するとともに、成長著しい非炭酸カテゴリーにも注力し、新商品投入による売上拡大を図ります。また、物流等事業効率の改善に取り組み、コスト削減を進

めてまいります。

なお、当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社を中心とするサントリーグループは、「人と自然と響きあう」という理念のもと、環境経営を推進し、持続可能な地球環境を育むサントリー「天然水の森」の活動等、様々な環境負荷低減活動を行っています。当社グループも、サントリーグループの一員として、容器・包装の省資源活動や自動販売機における消費電力量の削減等を通じたCO₂排出量の削減及び工場における水使用量の削減等、環境負荷低減に向けた積極的な取組みを継続していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

CSRの取組み

私たちの環境への取組みに対して
社会から評価をいただいています。

当社グループは、
自然の恵みに支えられている企業の責務として、
地球環境と共生する事業活動を続けています。
そんな私たちの環境への取組みに対して
以下のような評価をいただいています。



～2016年の主な取組み～

飲料用ペットボトルに植物由来原料を30%使用した国産最軽量となる1.85gのキャップを導入

当社は、2016年9月末より、飲料用ペットボトルに植物由来原料を30%使用した、国産最軽量^{*1}となる1.85g^{*2}のキャップを導入しました。

2016年春に、植物を原料にしたエタノールから製造したポリエチレンを1個あたり30%使用したキャップを九州熊本工場（熊本県上益城郡）にて初めて導入しましたが、さらに軽量化したキャップを9月末より天然水南アルプス白州工場（山梨県北杜市）の「サントリー 南アルプスの天然水」（550ml 自動販売機用）にて導入開始いたしました。

従来のペットボトルキャップに比べ、石油由来原料の使用量を約35%削減^{*3}し、CO₂排出量を約27%削減^{*3}することが可能となります。

- ※1 2016年12月当社調べ
- ※2 重量は現時点での設計値
- ※3 「サントリー天然水」（550ml）1本あたり



<外部評価>

「CDPウォーター2016 Aリスト企業」に選定

企業や都市の重要な環境情報を測定・開示・管理・共有するための国際NPOであるCDP^{*1}が実施した「CDPウォーター2016」で、当社はAリスト企業として選定されました。

調査対象企業1,252社の中から、当社を含む24社がAリスト企業として選定されています。

科学的根拠に基づく水源涵養活動などの「自然環境の保全・再生」や、水使用量の削減を目的とした工場での水のカスケード利用^{*2}などの「環境負荷低減」が評価されたものと考えています。

- ※1 旧称カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
- ※2 製造工程で使用する水を冷却水や洗浄水などグレード（洗浄度）毎に分類し、高いグレードが要求される用途から次のグレードでまかなえる用途へ段階的に再利用を図る技術



③ 財産及び損益の状況

区 分		第5期 2013年度	第6期 2014年度	第7期 2015年度	第8期（当期） 2016年度
売上高	(百万円)	1,121,361	1,257,280	1,381,007	1,410,765
営業利益	(百万円)	72,715	85,949	92,007	93,481
経常利益	(百万円)	67,257	82,272	82,869	91,224
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	31,196	36,239	42,462	46,056
1株当たり当期純利益	(円)	118.79	117.28	137.42	149.05
純資産	(百万円)	592,968	635,624	626,890	602,447
1株当たり純資産	(円)	1,806.48	1,926.79	1,888.33	1,787.15
総資産	(百万円)	1,256,701	1,389,096	1,484,434	1,366,000
EBITDA	(百万円)	139,644	161,057	175,535	180,816

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 当社は、2013年4月16日付で株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり当期純利益の金額については、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定を行っております。
3. EBITDAは、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加えた数値です。

④ 主要な事業内容 (2016年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	99.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	500百万円	82.6	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	755百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,543,648千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Cerebos Pacific Limited	75,649千シンガポールドル	100.0	健康食品・加工食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
 2. 2016年4月1日付で、サントリービバレッジソリューション株式会社が、サントリーフーズ株式会社において運営していた自動販売機事業、ファウンテン事業及びウォーター事業等（以下、「総合飲料サービス提供事業」といいます。）を、会社分割の方法によって承継し、新たに当該事業に係る業務を開始しました。これに伴い、当期からサントリービバレッジソリューション株式会社を新たに重要な子会社として記載しております。
 3. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2016年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点
国内	サントリーフーズ株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社 東京都中央区 営業所 首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社 東京都新宿区 営業所 首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社 東京都新宿区 営業所 東京支社 (東京都文京区) 等
	サントリープロダクツ株式会社	本社 東京都中央区 工場 榛名工場 (群馬県渋川市) 等
	国際	Orangina Schweppes Holding B.V.
Lucozade Ribena Suntory Limited		本社 イギリス ロンドン
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.		本社 シンガポール
Cerebos Pacific Limited		本社 シンガポール
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE		本社 インドネシア ジャカルタ
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.		本社 ベトナム ホーチミン
FRUCOR BEVERAGES LIMITED		本社 ニューージーランド オークランド
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD		本社 オーストラリア ニューサウスウェールズ
Pepsi Bottling Ventures LLC	本社 アメリカ ノースカロライナ	

⑦ 従業員の状況 (2016年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
国内	9,811 [979]	△115[△161]
国際	14,039 [952]	△268 [121]
合計	23,850[1,931]	△383[△ 40]

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

⑧ 主要な借入先の状況 (2016年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	54,448
三菱UFJ信託銀行株式会社	51,162
株式会社三菱東京UFJ銀行	40,439
農林中央金庫	30,000
株式会社三井住友銀行	24,774
三井住友信託銀行株式会社	22,160
信金中央金庫	15,000

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、602億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額（百万円）
国内	29,354
国際	30,817
合計	60,172

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
国内	サントリープロダクツ株式会社天然水奥大山ブナの森工場における製造ラインの増設
国際	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Dien Ban工場の移転

⑪ 重要な企業再編等の状況

当社の子会社であるサントリーフーズ株式会社は、2016年4月1日を効力発生日として、同社において運営していた総合飲料サービス提供事業をサントリービバレッジソリューション株式会社に承継させる会社分割を行いました。

2 株式に関する事項 (2016年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
 ② 発行済株式の総数 309,000,000株
 ③ 株主数 49,941名 (前期末比 5,089名減)
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	5,590	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,409	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	4,799	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,773	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,270	1.0
CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	3,220	1.0
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,882	0.9
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,823	0.9
JPモルガン証券株式会社	2,685	0.8

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2016年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 郷 三 朗	経営全般 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
専務取締役	栗 原 信 裕	管理本部長、リスクマネジメント 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
専務取締役	沖 崎 行 男	食品事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役	鳥 井 信 宏	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
取締役	垣 見 吉 彦	サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長
取締役	土 田 雅 人	サントリービバレッジソリューション株式会社代表取締役社長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジサービス株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
取締役	内 貴 八 郎	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェシー・コムサ社外取締役
常勤監査等委員	千 地 耕 造	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	上 原 征 彦	株式会社コムテック22代表取締役社長 昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授
監査等委員	内 田 晴 康	森・濱田松本法律事務所弁護士 大日本住友製薬株式会社社外監査役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、上原征彦氏及び内田晴康氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏及び上原征彦氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、鳥井信宏氏、井上ゆかり氏、千地耕造氏、上原征彦氏及び内田晴康氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
4. 千地耕造氏は、サントリーホールディングス株式会社常務執行役員経本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
小 郷 三 朗	食品事業本部長	経営全般	2016年3月30日
栗 原 信 裕	管理本部長	管理本部長、 リスクマネジメント	2016年3月30日
鳥 井 信 宏	経営全般	—	2016年3月30日
垣 見 吉 彦	R&D・生産	—	2016年3月30日
土 田 雅 人	食品事業本部自販機事業部	—	2016年3月30日

6. 当事業年度中における役員の辞任は次のとおりであります。

地位	氏名	辞任年月日
取締役 (監査等委員)	服 部 誠一郎	2016年3月30日

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、千地耕造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の額

区 分	基本報酬		賞 与		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役）	10 (1)	190 (12)	8 (-)	171 (-)	361 (12)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	4 (2)	50 (24)	2 (-)	21 (-)	72 (24)
合 計 （内社外取締役）	14 (3)	241 (36)	10 (-)	193 (-)	434 (36)

(注) 1. 賞与支給額は、支払予定額であります。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。

3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	井上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	上原 征彦	株式会社コムテック22代表取締役社長 昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	森・濱田松本法律事務所弁護士 大日本住友製薬株式会社社外監査役

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役	井上 ゆかり	15回/16回	—	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	上原 征彦	16回/16回	16回/16回	マーケティング論及び経営戦略論研究者としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	16回/16回	16回/16回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	172百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）導入に係る指導助言業務等を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等一人ひとりが、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
- ② 上記理念の実践のため、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスクマネジメントコミッティの下にコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社グループ全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会及びコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
- ④ リスクマネジメントコミッティは、同コミッティ及びコンプライアンス委員会の審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
- ⑥ 必要に応じて、グループ会社に取り締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、必要に応じて、グループ会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

- ⑦ 必要に応じて、グループ会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。
- ⑧ 内部監査部門を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査部門はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
- ⑨ 当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
- ⑩ 取締役及び執行役員は、当社グループにおいて、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
- ② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ③ リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ② 業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
- ③ グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
- ④ 新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ業務執行取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ② 当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。

- ③ 担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
- ④ 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① グループ会社の業務執行の状況については、定期的に経営委員会及び取締役会において報告されるものとする。
- ② グループ会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- ③ 責任権限規程において、グループ会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
- ④ 内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査の結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

(6) その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続を定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保する。特に、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するよう留意する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。内部監査部門の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 内部監査部門の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使

用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
- ④ 内部監査部門及びリスクマネジメントコミッティは、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑤ コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。

(9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 監査等委員会は、グループ会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）又は内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

(1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・ 当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を経営委員会又は取締役に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ・ 取締役会を16回開催し、経営戦略やコーポレート・ガバナンス、M&A等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論を行いました。
- ・ 取締役会において、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

(2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・ リスクマネジメントコミッティを2回開催し、当社グループのリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ 品質リスクについては、品質保証委員会を2回開催し、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、危機発生時の報告ルールを定める等、リスクが現実化した場合の対処方法についても整備をしています。
- ・ リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会の活動内容は、定期的に取り締役に報告されています。
- ・ 情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・ サントリーグループ企業倫理綱領の遵守を目的とした研修等を実施しました。
- ・ 贈収賄の発生防止については、社内ガイドラインを改定し、各案件から独立した立場の者による客観的なチェック体制を強化するとともに、説明会等を通じて啓発活動を実施しました。
- ・ 法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、当社コンプライアンス担当部門、法律事務所・内部通報専門業者等の外部の窓口及び監査等委員会を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、イントラネット及びポスター掲示等を通じて、従業員へ周知しています。通報・相談に対しては、コンプライアンス委員会（監査等委員会窓口への通報・相談に対しては、監査等委員会）の指示に従い、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者の不利益取扱いを禁止した社内規程を策定しています。
- ・ コンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題及びその対応策に

ついて確認し、議論を行いました。

- ・ コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施しました。
- ・ コンプライアンス・ホットラインの通報件数及びその概要並びに意識調査の結果は、定期的に取り締役に報告されています。

(4) 監査等委員会に関する運用状況

- ・ 監査等委員は、取締役会、経営委員会、リスクマネジメントコミッティ等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けのほか、独自に監査等委員会による監査を、特に経営層に対して行っています。そのため、内部監査部門とは日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。
- ・ また、監査等委員並びに当社主要部門を担当する取締役及び執行役員を構成員とするグループ監査委員会を設置し、国内外のリスクへの対応状況に対するモニタリング機能の強化をはじめ、当社グループ全体の内部統制状況の改善に向けた具体策の検討、関連部署への指示・提言等を行っています。

(5) 内部監査に関する運用状況

- ・ 内部監査部門が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び国内外のグループ会社について内部監査を実施しました。特に事業のグローバル化の拡大に対応するため、2016年4月にグローバル監査部を新設し、海外事業全般に対する監査体制を強化し、海外子会社の内部監査部門との連携強化を実施しました。
- ・ 内部監査部門は、国内事業・海外事業に関する監査結果を、代表取締役社長及び監査等委員を含むグループ監査委員会に報告しています。

(6) 親会社等との取引

- ・ 当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの取引については、当社総務部門及び経理部門において取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行っています。
- ・ 特に重要と考えられる取引については、複数の独立社外取締役を含んだ取締役会において、その取引の必要性及び妥当性を十分に審議し、意思決定を行っています。なお、2017年度に実施予定のサントリーグループとの取引に関しては、2016年12月開催の取締役会において、その取引の必要性及び妥当性について十分に審議した上で意思決定を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	374,544
現金及び預金	84,127
受取手形及び売掛金	161,037
商品及び製品	46,378
仕掛品	4,406
原材料及び貯蔵品	23,953
繰延税金資産	11,605
その他	43,253
貸倒引当金	△217
固定資産	991,353
有形固定資産	338,775
建物及び構築物	75,405
機械装置及び運搬具	132,599
工具、器具及び備品	48,260
土地	42,971
リース資産	16,850
建設仮勘定	14,648
その他	8,039
無形固定資産	622,316
のれん	407,283
商標権	150,827
その他	64,204
投資その他の資産	30,261
投資有価証券	10,290
退職給付に係る資産	708
繰延税金資産	2,714
その他	17,129
貸倒引当金	△582
繰延資産	103
資産合計	1,366,000

科目	金額
負債の部	
流動負債	410,378
支払手形及び買掛金	116,081
電子記録債務	12,742
短期借入金	72,239
リース債務	7,074
未払消費税等	8,143
未払法人税等	15,849
未払金	94,558
未払費用	50,331
賞与引当金	8,002
その他	25,356
固定負債	353,174
社債	40,000
長期借入金	199,283
リース債務	11,670
繰延税金負債	74,796
役員退職慰労引当金	246
退職給付に係る負債	8,784
その他	18,392
負債合計	763,552
純資産の部	
株主資本	551,128
資本金	168,384
資本剰余金	183,628
利益剰余金	199,116
その他の包括利益累計額	1,100
その他有価証券評価差額金	2,020
繰延ヘッジ損益	130
為替換算調整勘定	2,973
退職給付に係る調整累計額	△4,023
非支配株主持分	50,218
純資産合計	602,447
負債純資産合計	1,366,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,410,765
売上原価	629,276
売上総利益	781,489
販売費及び一般管理費	688,007
営業利益	93,481
営業外収益	2,935
受取利息	396
受取配当金	102
持分法による投資利益	665
為替差益	564
その他	1,206
営業外費用	5,193
支払利息	4,379
その他	813
経常利益	91,224
特別利益	4,613
固定資産売却益	1,307
受取保険金	3,249
その他	56
特別損失	12,702
固定資産廃棄損	2,564
震災関連費用	3,331
組織再編関連費用	5,420
その他	1,386
税金等調整前当期純利益	83,135
法人税、住民税及び事業税	27,518
法人税等調整額	2,851
当期純利益	52,765
非支配株主に帰属する当期純利益	6,708
親会社株主に帰属する当期純利益	46,056

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	168,384	192,323	176,537	537,245
会計方針の変更による 累積的影響額		211	△2,157	△1,945
会計方針の変更を反映した 当期首残高	168,384	192,535	174,380	535,300
当期変動額				
剰余金の配当			△21,321	△21,321
親会社株主に帰属する当 期純利益			46,056	46,056
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△8,907		△8,907
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	△8,907	24,735	15,828
当期末残高	168,384	183,628	199,116	551,128

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	為替調整 益	換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,894	376	46,993	△3,013	46,249	43,395	626,890	
会計方針の変更による 累積的影響額			△26		△26		△1,971	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,894	376	46,966	△3,013	46,223	43,395	624,918	
当期変動額								
剰余金の配当							△21,321	
親会社株主に帰属する当 期純利益							46,056	
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							△8,907	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	126	△245	△43,993	△1,009	△45,123	6,823	△38,299	
当期変動額合計	126	△245	△43,993	△1,009	△45,123	6,823	△22,470	
当期末残高	2,020	130	2,973	△4,023	1,100	50,218	602,447	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	206,192
現金及び預金	35,796
売掛金	73,618
商品及び製品	22
仕掛品	868
原材料及び貯蔵品	5,315
前渡金	391
前払費用	761
繰延税金資産	2,013
短期貸付金	76,646
未収入金	9,585
その他	1,172
固定資産	792,462
有形固定資産	27,983
建物	975
機械及び装置	788
工具、器具及び備品	703
土地	25,064
建設仮勘定	434
その他	17
無形固定資産	766
のれん	719
その他	46
投資その他の資産	763,712
関係会社株式	681,433
関係会社長期貸付金	76,924
差入保証金	1,063
長期前払費用	358
前払年金費用	3,855
その他	76
繰延資産	103
社債発行費	103
資産合計	998,758

科目	金額
負債の部	
流動負債	209,020
買掛金	61,257
電子記録債務	6,355
短期借入金	4,294
1年内返済予定の長期借入金	60,410
未払金	10,676
未払費用	15,653
未払消費税等	1,578
未払法人税等	5,786
預り金	37,256
賞与引当金	2,251
その他	3,500
固定負債	256,444
社債	40,000
長期借入金	196,485
繰延税金負債	19,043
退職給付引当金	666
資産除去債務	231
その他	17
負債合計	465,465
純資産の部	
株主資本	533,239
資本金	168,384
資本剰余金	213,425
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金	151,430
その他利益剰余金	151,430
固定資産圧縮積立金	970
別途積立金	34,982
繰越利益剰余金	115,476
評価・換算差額等	53
その他有価証券評価差額金	28
繰延ヘッジ損益	24
純資産合計	533,293
負債純資産合計	998,758

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	378,548
売上原価	271,971
売上総利益	106,576
販売費及び一般管理費	73,170
営業利益	33,406
営業外収益	17,096
受取利息	2,038
受取配当金	14,514
その他	544
営業外費用	3,000
支払利息	2,396
その他	604
経常利益	47,502
特別利益	1,702
受取保険金	1,702
特別損失	2,470
震災関連費用	2,341
その他	128
税引前当期純利益	46,734
法人税、住民税及び事業税	9,210
法人税等調整額	△640
当期純利益	38,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	978	34,982	98,625	134,587	516,397
当期変動額									
剰余金の配当							△21,321	△21,321	△21,321
当期純利益							38,163	38,163	38,163
税率変更に伴う固定 資産圧縮積立金の増加					22		△22	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩					△31		31	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△8	-	16,851	16,842	16,842
当期末残高	168,384	145,884	67,541	213,425	970	34,982	115,476	151,430	533,239

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	31	△34	△3	516,393
当期変動額				
剰余金の配当				△21,321
当期純利益				38,163
税率変更に伴う固定 資産圧縮積立金の増加				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2	58	56	56
当期変動額合計	△2	58	56	16,899
当期末残高	28	24	53	533,293

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年2月7日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年2月7日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年1月1日から2016年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千地耕造[㊟]

監査等委員 上原征彦[㊟]

監査等委員 内田晴康[㊟]

(注) 監査等委員上原征彦及び内田晴康は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、**2017年3月29日（水曜日）午後5時30分まで**に行ってください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2 インターネットによる議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）において、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。
- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4 ご利用いただくためのシステム環境

[パソコンを用いて議決権を行使される場合]

画像の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上で、インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）のMicrosoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を、PDF閲覧ソフトのAdobe® Acrobat® Reader®4.0以降又はAdobe® Reader® 6.0以降をそれぞれ使用できること

※ブラウザ及び同アドインツール等でポップアップブロック機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）してください。

[携帯電話を用いて議決権を行使される場合]

「iモード」 「EZweb」 「Yahoo!ケータイ」 のいずれかが利用でき、また128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。まずようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会会場ご案内

会場 グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール



東京都港区高輪三丁目13番1号

電話:03-3442-1111

近隣に名称が類似した会場がございますので
お間違えのないようご注意ください。



交通



JRまたは京浜急行

「品川」駅(高輪口)下車



徒歩 約8分



都営地下鉄浅草線

「高輪台」駅(A1出口)下車



徒歩 約6分

お願い
専用の駐車場のご用意がござい
ませんのでお車でのご来場はご遠
慮願います。

